

# 財団法人 日本サッカー協会 寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本サッカー協会といい、外国に対しては、Japan Football Association (略称JFA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷3丁目10番15号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 サッカー技術の研究及び指導に関すること
- 二 サッカー競技規則に関すること
- 三 審判技術の研究及び審判員の養成並びに登録に関すること
- 四 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること
- 五 サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催に関すること
- 六 日本を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること
- 七 国外へのチーム派遣に関すること
- 八 外国チームの招聘又は外国チームの来征の承認に関すること
- 九 アマチュア規定の制定並びに役員及び選手のアマチュア資格の認定に関すること
- 十 サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること
- 十一 日本サッカー界を代表する唯一の団体として財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会に加盟すること
- 十二 日本サッカー界を代表する唯一の団体として国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association,略称FIFA)並びにアジアサッカー連盟(Asian Football Confederation,略称AFC)に加盟すること
- 十三 サッカーに関する指導資料等の刊行に関すること
- 十四 サッカーの施設及び用具の検定又は認定に関すること
- 十五 財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会からの寄附金により行う各種事業に関すること
- 十六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 加盟団体の分担金
- 六 その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

#### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り、これらの処分をすることができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

#### (収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは、全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

#### (長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を得なければならない。

( 新たな義務の負担等 )

第 13 条 第 8 条但し書、及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは理事会の議決を経なければならない。

( 事業年度 )

第 14 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 4 章 役員及び評議員

( 役員 )

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 18 名以上 27 名以内 (うち会長 1 名、副会長 2 名から 5 名、専務理事 1 名とする)
- 二 監事 2 名又は 3 名

( 役員を選任 )

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で会長、副会長及び専務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

( 理事の職務 )

第 17 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長を補佐し理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

( 監事の職務 )

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

( 役員任期 )

第 19 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

( 役員の解任 )

第 20 条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決により役員を解任することができる。ただし、この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

( 役員の報酬 )

第 21 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 . 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

( 評議員の選出 )

第 22 条 この法人には評議員 4 7 名以上 6 2 名以内を置く。

- 2 . 評議員は加盟団体が各 1 名を推薦するほかに、会長が学識経験者のうちから、1 5 名以内を推薦し、理事会の承認を経て会長が任命する。
- 3 . 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 . 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 . 評議員には、第 1 9 条及び第 2 0 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

( 評議員の職務 )

第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。

## 第 5 章 名誉会長、顧問及び参与

第 24 条 この法人に名誉会長を置くことができる。

- 2 . この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 3 . 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦に基づき、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 . 名誉会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

## 第 6 章 事務局

第 25 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 . 事務局に職員を置き、会長が任免する。
- 3 . 職員は有給とする。
- 4 . 事務局に関する規定は、別に定める。

## 第7章 会議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

2. 理事会に付議する事項は、あらかじめ各理事に通知しなければならない。
3. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 監事及び各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 基本財産についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務を負担及び権利の放棄についての事項
- 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
3. その他評議員会には、前2条の規定を準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第29条 理事会及び評議員会には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第8章 専門委員会

第30条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2. 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会が定める。

## 第9章 加盟団体

(加盟団体)

第31条 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体(以下「都道府県サッカー協会」という)は、理事会及び評議員会の議決を得て、加盟団体となることができる。

(資格喪失)

第32条 都道府県サッカー協会は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。

- 一 都道府県サッカー協会の解散
- 二 除名

(除名)

第33条 都道府県サッカー協会が次の各号の1に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為のあったとき
- 二 分担金を2年以上滞納したとき

(分担金)

第34条 都道府県サッカー協会は、毎年別に定める分担金を納入しなければならない。

(その他)

第35条 都道府県サッカー協会に関する事項は別に定める。

## 第10章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第37条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第11章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第39条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

- 三 財産目録
  - 四 資産台帳及び負債台帳
  - 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - 七 官公署往復書類
  - 八 収支予算書及び事業計画書
  - 九 収支計算書及び事業報告書
  - 十 貸借対照表
  - 十一 正味財産増減計算書
  - 十二 その他必要な書類及び帳簿
- 2 . 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 1 1 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 1 0 年以上、同項第 7 号及び第 1 2 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
  - 3 . 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 1 1 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

( 細則 )

第 40 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

## 附 則

第1条 従前の日本蹴球協会に属した一切の権利義務はこの法人が継承する。

第2条 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は第19条の規定にかかわらず昭和51年3月31日までとする。

理事（会長）	野津謙
理事（副会長）	玉井操
理事（副会長）	篠島秀雄
理事（専務理事）	小野卓爾
理事	市橋七雄
理事	斎実
理事	伊藤孝夫
理事	井上健
理事	岡野俊一郎
理事	梶山彦三郎
理事	工藤大太郎
理事	小長谷亮策
理事	盛大衛
理事	高村順二
理事	多和健雄
理事	長沼健
理事	原崎正
理事	藤田静夫
理事	松浦利夫
理事	村形繁明
理事	吉江経雄
監事	後藤博基
監事	高島保男
監事	永地良正

第3条 この寄附行為改正は平成9年4月1日から施行する。

第4条 この寄附行為改正は平成10年7月16日から施行する。

第5条 この寄附行為改正は平成11年9月3日から施行する。

第6条 この寄附行為改正は平成14年7月12日から施行する。

第7条 この寄附行為改正は平成15年10月29日から施行する。

第8条 この寄附行為改正は平成16年10月18日から施行する。